厚別区でも自転車事故が発生しています

厚別区では年間約100件の自転車事故が発生しています。札幌市全体では、自動車との事故で昨年4人の方が亡くなられています。また、自転車対歩行者の事故では損害賠償を求められるケースも。

自転車は被害者にも加害者にもなる乗り物、という意識を持ちましょう。

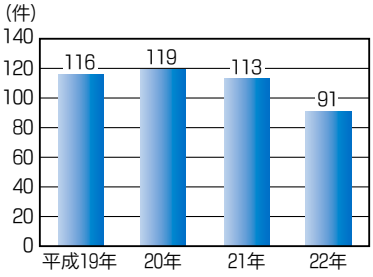

厚別区での自転車事故件数

ルールを守って安全運転を！

ルール1 自転車は車道通行が原則

ただし通行量の多い道路や、13歳未満の子ども・70歳以上の方は歩道を通行できます。

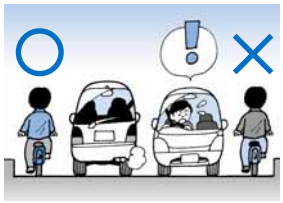

ルール2 車道の左側端を走行

ルール3 歩道は歩行者優先

歩道通行の際は、車道寄りを徐行し、すぐに停止できる速度で走ること。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しましょう。サイクリングロードでも同様です！

ルール4 安全ルールを守る！

- 信号を守り、交差点では一時停止と安全確認
- 飲酒運転をしない
- 夜間はライトを点灯する　など

ルール5 子どもはヘルメットを着用

13歳未満の幼児・児童には乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

この乗り方は正しい？自転車安全クイズ

下の乗り方は○×どちらでしょうか（答えは右下）。

①

携帯電話を使いながらの運転

②

2台並んでの走行

③

専用自転車で幼児との3人乗り

交通安全ルールに関するお問い合わせは、
厚別警察署 ☎896-0110

6月8日(水)の「厚別ふれあい・ほっと・ステーション」で紹介します。

ご存じですか？

新札幌地区は自転車通行環境整備のモデル地区です

JR新札幌駅・厚別駅付近は自転車通行環境整備のモデル地区となっており、歩道上で歩行者と自転車が互いに安全に通行できるよう対策を行っています。

国道12号では柵と縁石による物理的分離を、厚別青葉通などではカラー舗装による視覚的な分離などを行っています。

整備後の自転車道（国道12号）

自転車・歩行者の通行帯を示す標識

問い合わせ　**建設局道路課 ☎211-2617**

守ろう！駐輪ルール

路上放置自転車は撤去されることがあります

地下鉄新さっぽろ駅周辺は「自転車等放置禁止区域」となっており、放置自転車は条例により即日撤去の対象となります。

問い合わせ　**厚別区土木センター ☎897-3800**

自転車安全クイズの答え

①×：携帯電話を使用しながらの運転や、傘差し運転は罰則の対象（5万円以下の罰金）。

②×：「並進可」の標識がある場所以外では罰則の対象（2万円以下の罰金または科料）。

③○：幼児2人同乗用自転車には「BAA」と「幼児2人同乗基準適合車」の2つのマークが車体に貼られています。